

議案第7号「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の設定について」の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり修正する。

修 正 後	修 正 前
<p><u>(廃棄予定量等の届出等)</u></p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の廃棄に係る処分が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処分の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>(廃棄予定量等の届出)</u></p> <p>第10条 略</p>